

令和6年度 水質検査計画



(富貴ヶ丘浄水場)

名張市上下水道部では、市民のみなさまに安全で良質な水道水を供給するために、定期的に水質検査を行っています。

これまでの水道水の水質検査結果や水源周辺の状況等を踏まえ、令和5年度の水質検査計画を見直し、令和6年度の水質検査計画を策定しました。

【水道水質検査計画とは】

水道水の水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠なものであり、水質管理を行う上で重要なものです。

水道水質検査計画とは、水源からご家庭の給水栓(じゃ口)に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数等を定めたものです。

また、事業者である名張市上下水道部は、毎事業年度の開始前に水道水質検査計画を策定し、公表することとしています。

名張市上下水道部

目 次

1.	基本方針.....	2
2.	水道事業の概要.....	2
3.	原水(水源)及び浄水(浄水場出口)の水質状況と水質管理上の留意点.....	4
4.	検査(採水)地点.....	5
	図-1 給水栓(じゃ口)等の検査(採水)地点.....	6
5.	水質検査項目及び検査頻度.....	7
6.	水質検査方法.....	8
7.	臨時の水質検査.....	8
8.	水質検査計画及び検査結果の公表.....	8
9.	水質検査の精度と信頼性保証.....	9
10.	関係者との連携.....	10
	別紙1 表1 水質基準項目の検査頻度 表2 毎日検査項目.....	11
	別紙2 表3 水質管理目標設定項目 表4 その他の項目の検査頻度.....	12

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査(採水)地点

水道法の水質基準が適用される給水栓(じゃ口の水)に加え、原水(水源の水)、浄水(浄水場出口の水)とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、水質検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

給水栓(じゃ口)では、水道法に基づき色、濁り及び残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)は、毎日行います。

水質基準項目、水質管理目標設定項目等は、水源の状況やこれまでの検査結果で得られた検出状況等を考慮して定めます。

2. 水道事業の概要

名張市の水道は、昭和40年に給水が開始されて以来、4次にわたる拡張事業を重ね、水道の普及の促進を行い、ほぼ市民皆水道を達成しました。また、平成22年度には、簡易水道事業等を上水道に編入し、経営管理の一元化も図りました。現在は、災害時におけるライフラインの機能充実と既存施設等の更新を行なっているところです。

水源は、おもに名張川の河川表流水を浄水処理しています。名張川は、上流に3つのダム湖があるため、安定した河川水量で浄水処理を行なっています。市内には、小規模浄水場を含め、4つの浄水場あります。詳細な給水状況、浄水場の概要は次のとおりです。

(1) 給水状況

(令和4年度末)

区 分	内 容
給水区域	名張市水道給水条例第2条に規定された区域
給水人口	75,441 人 (給水区域内 75,681 人)
水道普及率	99.7%
給水戸数	31,826 戸
計画一日最大給水量	34,300 m ³
一日最大給水量	30,488 m ³ (1月26日)
一日平均給水量	26,677 m ³
一人一日平均給水量	354 ㍓ (最大 404 ㍓)
一日平均有収水量	24,723 m ³ (一人一日平均 328 ㍓)

(2) 浄水場の施設概要

浄水場名	富貴ヶ丘浄水場	大屋戸浄水場
所在地	名張市下比奈知 2820	名張市大屋戸 352-86
敷地面積	43,847 m ²	17,020 m ²
原水(水源)の種類 (環境基準類型)	ダム放流水 (青蓮寺ダム 0.129m ³ /s) (比奈知ダム 0.300m ³ /s) (河川 A 類型)	表流水(宇陀川 自流 0.17 m ³ /s) ダム放流水(青蓮寺ダム 0.061 m ³ /s) (河川 A 類型)
取水地点	名張市桜ヶ丘 3088 番の 50 地先 (名張川右岸)	名張市大屋戸 352 番の 50 地先 (名張川左岸)
処理能力	37,024m ³ /日 (R4 平均処理水量 18,235m ³ /日)	15,000m ³ /日 (R4 平均処理水量 8,532m ³ /日)
沈でん池	横流式 (傾斜板付)	横流式 (傾斜板付)
ろ過池	砂ろ過単層	砂ろ過単層
浄水処理方法	急速ろ過 前(中間)塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭処理	急速ろ過 前(中間)塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭処理

浄水場名	赤目浄水場	長瀬浄水場
所在地	名張市赤目町長坂 732-2	名張市上長瀬 2391
敷地面積	807 m ²	954 m ²
原水(水源)の種類	表流水	表流水
取水地点	名張市赤目町長坂 862 (滝川右岸)	名張市上長瀬 2584 地先 (名張川左岸)
処理能力 (処理水量)	220m ³ /日 (R4 日平均 62m ³ /日)	168.9m ³ /日 (R4 日平均 72m ³ /日)
沈でん池	除濁装置 (連続移動床砂ろ過)	横流式 (傾斜板式)
ろ過池	砂ろ過単層	砂ろ過単層(マンガン砂)
浄水処理方法	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 粒状活性炭処理

3. 原水(水源)及び浄水(浄水場出口)の水質状況と水質管理上の留意点

(1) 富貴ヶ丘浄水場

富貴ヶ丘浄水場は、青蓮寺ダム及び比奈知ダムを水源として名張川表流水を取水しています。名張川は、環境基準による河川A類型に指定されており、水道水源としては、沈殿ろ過等による通常の浄水操作で、処理可能です。

しかし、上流の青蓮寺ダム湖、比奈知ダム湖で発生したプランクトンや名張川への生活排水等の流入の影響を受けます。近年では、浄水施設内における菌類やプランクトンの発生もあります。その時には、高度浄水処理と呼ばれる粉末活性炭処理を実施しなければなりません。影響を受けた時の汚染物質として、農薬類、異臭味の原因となる物質、陰イオン界面活性剤、油類等が考えられ、粉末活性炭処理を実施し原因物質を除去します。また、浄水処理を徹底し、ろ過水濁度を0.1度以下に維持することで、耐塩素性の病原生物であるクリプトスポリジウム等を除去します。(他の浄水場についても同様です。)

このように適正な浄水処理を徹底していますので、浄水(浄水場出口)、給水栓(じゃ口)では、基準値を超えて検出されるようなものはなく、安全で良質な水道水です。

一方、送水管路、配水池の滞留時間が長いことから残留塩素濃度やトリハロメタン濃度を監視する必要があります。

(2) 大屋戸浄水場

大屋戸浄水場は、青蓮寺ダム、宇陀川を水源として名張川表流水を取水しています。大屋戸浄水場の取水地点は、宇陀川と合流した下流域にあります。また、環境基準による河川A類型に指定されており、水道水源としては、沈殿ろ過等による通常の浄水操作で、処理可能です。

しかし、上流の青蓮寺ダム湖、比奈知ダム湖及び室生ダム湖で発生したプランクトンや名張川及び宇陀川への生活排水等の流入の影響を受けた時は、高度浄水処理と呼ばれる粉末活性炭処理を実施しなければなりません。影響を受けた時の汚染物質として、農薬類、異臭味の原因となる物質、陰イオン界面活性剤、油類等が考えられ、富貴ヶ丘浄水場と同様の対応方法を行います。また、富貴ヶ丘浄水場同様に送水管路、配水池の滞留時間が長いことから残留塩素濃度やトリハロメタン濃度を監視する必要があります。

(3) 赤目浄水場

赤目浄水場は、赤目四十八滝溪谷内の滝川表流水を取水しています。滝川は、「平成の名水百選」に選定され、年間を通して良好な水質です。

しかし、急激な降雨には、植物等が分解された結果生じるフミン質を多く含み、色度が高くなります。このフミン質は、消毒剤として用いている塩素と反応してトリハロメタンを生成する原因となるものです。そのため、このトリハロメタン濃度について注意する必要があります。また、導電率及びアルカリ度が低く、浄水処理に注意が必要です。

(4) 長瀬浄水場

長瀬浄水場は、比奈知ダム上流の名張川を水源として取水しているため、年間を通して良好な水質です。

しかし、平成23年11月に原水からクリプトスポリジウムが検出されましたので、クリプトスポリジウムに対する原水の監視強化と急激な降雨による原水濁度上昇時の浄水処理に注意が必要です。また、名張川上流の付着性藻類の影響による異臭味対策のため、高度浄水処理である粒状活性炭処理を平成27年4月より導入し、原因となっていた臭気物質を除去しています。

各浄水場の水質管理上注目しなければならない項目は以下のとおりです。

原水汚染の要因	水質管理上注目しなければならない項目	富貴ヶ丘 浄水場	大屋戸 浄水場	赤目 浄水場	長瀬 浄水場
・降雨等による濁水の発生	・濁度	○	○	○	○
	・色度	○	○	○	○
・農薬散布	・pH値	○	○	○	○
・富栄養化(上流ダム湖)による障害性藻類の発生	・臭気物質	○	○		
	・トリハロメタン等消毒副生成物	○	○	○	
・油類等による突発汚染事故	・農薬類	○	○		
・浄水場内の付着性藻類	・クリプトスポリジウム及びジア ルジア	○	○		○
	・アンモニア態窒素	○	○		
・生活排水等		○	○		

注)○印は水質管理上注目しなければならない項目に該当

4. 検査(採水)地点

給水栓(じゃ口)については、配水池等の系統ごとに検査(採水)地点を考慮し、市内 18 箇所を設定します。水道法に基づく1日1回行う検査は、配水系統を考慮し 14 箇所で行います。

また、浄水処理が適正に行われていることを確認するため、原水(水源)及び浄水(浄水場出口)を検査します。さらに、安全で良質な水道水を供給していることを確認するため、市内 18 箇所の給水栓に加え、市内 11 箇所の給水栓を水質管理地点とし検査します。水質管理地点の 11 箇所は、給水栓の 18 箇所と比較し検査項目及び検査回数を減らした検査地点です。詳細は、図 1 給水栓(じゃ口)等の検査(採水)地点を参照して下さい。

(1) 浄水場関係の検査地点

(1)富貴ヶ丘浄水場原水及び浄水	(2)大屋戸浄水場原水及び浄水
(3)赤目取水所	(4)赤目浄水場浄水
(5)長瀬取水所	(6)長瀬浄水場浄水

(2) 給水栓 1 (4 地点)

(7)竜口	富貴ヶ丘浄水場系竜口配水池	(8)夏秋	大屋戸浄水場系桜ヶ丘配水池
(9)滝長坂	赤目浄水場系赤目配水池	(10)下長瀬	長瀬浄水場系長瀬配水池

(3) 給水栓 2 (14 地点)

①富貴ヶ丘浄水場系 10 地点

(11)滝之原	滝之原第 2 配水池	(12)奈垣	奈垣配水池
(13)つつじが丘公園	つつじが丘最高区配水池	(14)春日丘 4 番町	春日丘高区配水池
(15)中知山	中知山配水池	(16)赤目町柏原	百合が丘第 1 配水池
(17)赤目町長坂	長坂配水池	(18)滝之原下出	滝之原第 1 配水池

(19)南古山	男山配水池	(20)鷺山	鷺山配水池
---------	-------	--------	-------

②大屋戸浄水系 4 地点

(21)桔梗が丘 1 番町交差点	桔梗が丘第 1,3 配水池	(22)桔梗が丘公民館	桔梗が丘第 2 配水池
(23)家野	八幡配水池	(24)短野	梅が丘高区配水池

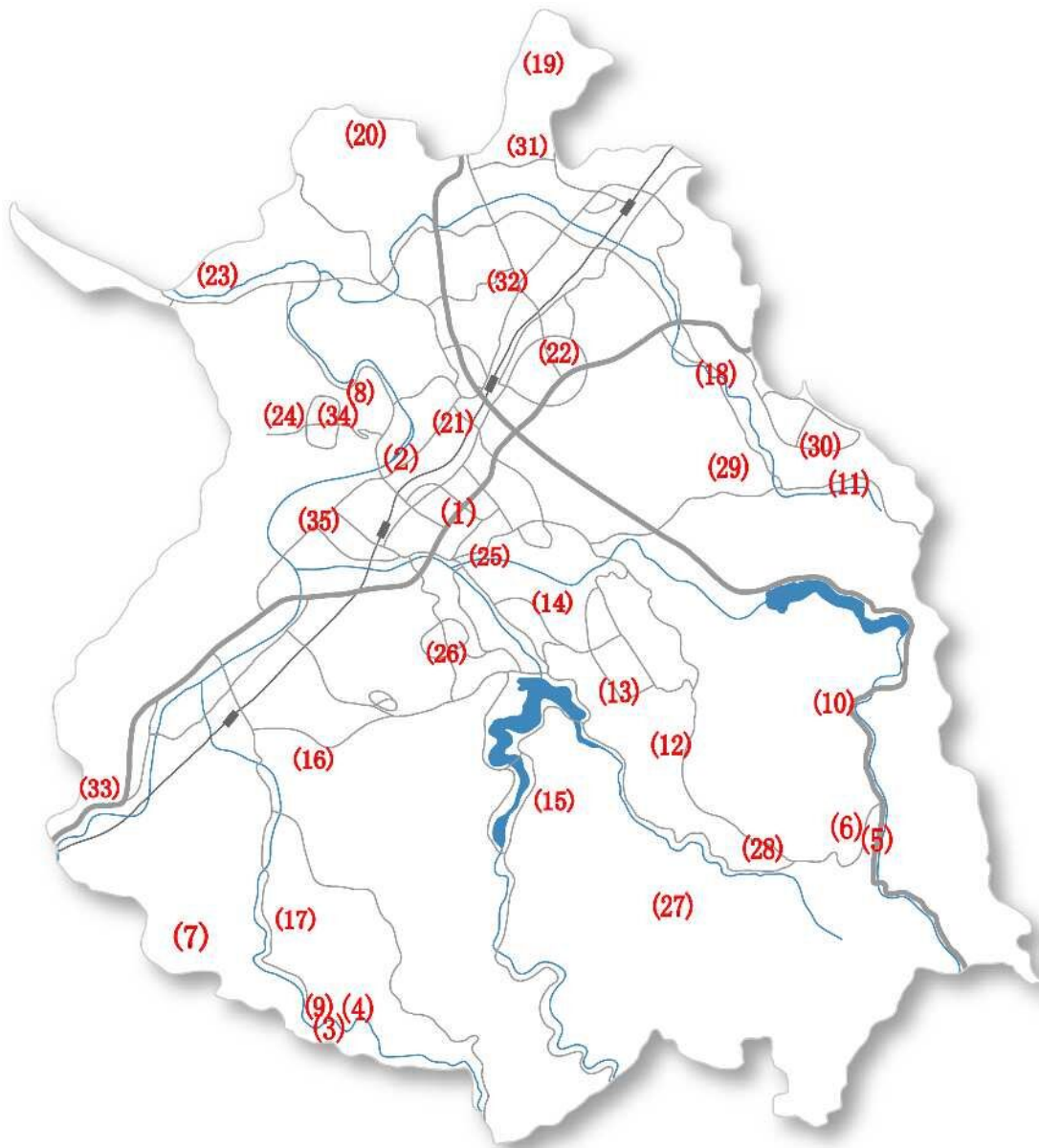
(4) 水質管理地点 (11 地点)

①富貴ヶ丘浄水場系 9 地点

(25)夏見	春日丘低区配水池	(26)青蓮寺	百合が丘第 2 配水池
(27)吉原	国津配水池	(28)布生	布生配水池
(29)滝之原工業団地	滝之原第 3 配水池	(30)すずらん台市民センター	すずらん台高区配水池
(31)新田	男山配水池	(32)さつき台集会所	男山配水池
(33)鹿高	男山配水池		

②大屋戸浄水場系 2 地点

(34)梅が丘北公園	梅が丘低区配水池	(35)朝日町	桜ヶ丘配水池
------------	----------	---------	--------



図－1 給水栓(じゃ口)等の検査(採水)地点

5. 水質検査項目及び検査頻度(P11 参照)

(1)水質基準項目の検査(51 項目)

検査頻度は、水道法により項目別に定めた回数(毎月、年 4 回)とし、項目や頻度の省略可能なものについても、より安全を確認するため省略せずに検査を行います。また、水質の現状把握のため、検査地点別に検査頻度を設定します。詳細な検査頻度は、別紙 1(P11)の表 1 のとおりです。

1. 原水、浄水、給水栓水 1 の 4 地点(竜口、夏秋、滝長坂、下長瀬)は、浄水処理が適正に行なわれているかを確認するため、水道法により毎月の検査が義務づけられている 9 項目(一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(全有機炭素(TOC)の量)・pH 値・味・臭気・色度・濁度)と機器分析で一斉分析可能な 28 項目については、毎月行ないます。過去に検出されていない項目と委託検査は、年 4 回とします。また、原水の委託検査項目は、年 2 回とします。
2. 給水栓水 2 の 14 地点については、水道法により毎月の検査が義務づけられている 9 項目と検出率が高い総トリハロメタン等の消毒副生成物は、毎月実施します。その他の基準項目については、安全確認のため検査頻度を省略せず、水道法に沿った年 4 回を実施します。
3. 水質管理地点の 11 地点は、性状確認を行うため、水道法により毎月の検査が義務づけられている 9 項目を中心に実施します。また、機器分析で一斉分析可能な 28 項目については、年 4 回実施します。また、検査結果の状況を確認し、検査回数及び検査項目を増やします。

(2)毎日検査

水道法に基づく別紙 1(P11)の表 2 の色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)の毎日検査は、市内 14 箇所毎日 1 回行います。

(3)水質管理目標設定項目とその他の項目の検査頻度(P12 参照)

検査頻度、検査項目は、別紙 2(P12)の表 3、表 4 のとおり行います。また、水質の現状把握のため、検査地点別に検査頻度を設定します。

1. 原水、浄水、給水栓水 1 の 4 地点(竜口、夏秋、滝長坂、下長瀬)は、水質の現状把握を行なうため、機器分析で一斉分析可能項目と基準項目等で重複する項目、導電率等の性状確認項目は、毎月行ないます。その他の項目は、年 4 回とします。また、原水及び浄水の検査を行うと水質の現状把握できる項目(フタル酸ジ(2 エチルヘキシル)等)は、他の検査地点で検査は行いません。
2. 給水栓水 2 の 14 地点については、水質基準項目に準じて年 4 回を基本として行います。消毒副生成物の検査項目で、基準項目と同時に機器分析による一斉分析可能項目と導電率等性状確認できる項目は、毎月行ないます。フタル酸ジ(2 エチルヘキシル)等原水及び浄水、給水栓 1 の検査だけで水質の現状把握できる項目は検査を行いません。
3. 水質管理検査地点の 11 地点は、機器分析で一斉分析可能項目だけ年 4 回行います。なお、基準項目と重複する項目と性状確認する項目等は、毎月行ないます。

6. 水質検査方法

水質検査は、原則として上下水道部浄水室で行います(自己検査)。

別紙1(P11)の表2の毎日検査は、業務の効率化を図るため、配水管末端に居住する市民の方へ委嘱して行います。

水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により検査し、水質管理目標設定項目及びその他については厚生労働省水道課長通知、上水試験方法等により行います。ただし、現水質検査体制で対応できない項目については、水道法20条に基づき厚生労働大臣の登録を受けた登録水質検査機関へ委託します。別紙1(P11)の表1の水質基準項目で委託検査を行う項目は、水銀及びその化合物、非イオン界面活性剤、フェノール類の3項目です。その他の48項目は、自己検査で実施します。ただし、機器分析等の導入により、検査体制が整えば、順次委託検査を減らしていきます。

別紙2(P12)の表3、表4の水質管理目標設定項目等については、フタル酸ジ(2エチルヘキシル)及び農薬類、クリプトスポリジウム及びジアルジアを委託検査します。

委託検査項目の運搬方法等は、次のとおりです。

- ・ 委託検査機関の選定は厚生労働大臣の登録を受けた登録水質検査機関の中から入札によって行います。
 - ・ 臨時の水質検査についても検査必要項目は委託検査機関に依頼を行います。
 - ・ 委託した検査の実施状況の確認については、標準作業書、精度管理報告書等の書類を精査し、必要があれば委託検査機関への立ち入り検査を行います。
 - ・ 委託検査項目の試料の採取、運搬は、登録水質検査機関の検査員が行います。
 - ・ 試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬します。
 - ・ 委託検査機関までの搬入時間は、告示法で示された時間内に検査できるように搬入します。
- ☆ 水質事故や原水水質の変化に対し迅速に水質検査を行い、浄水場の浄水処理に反映させる水質管理は、安全で良質な水を供給する上で非常に重要なことです。このため、名張市では、委託検査より、水質管理を行いやすい自己検査体制の整備を進め、水道水の安全確保に努めています。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水処理工程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき

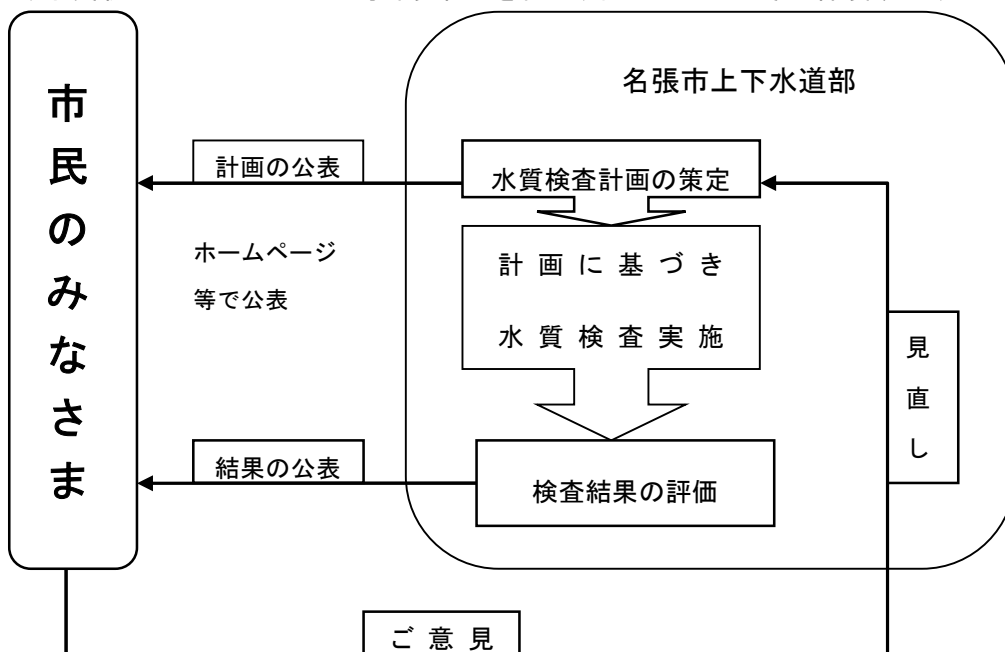
水質検査項目は基本的には水質基準項目としますが、状況に応じて項目を決定します。また、水道水の安全性が確認されるまで行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、名張市ホームページ等で公表します。

この水質検査計画に基づき行った水質検査結果についても、名張市ホームページ等で公表します。

なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正するものとします。



9. 水質検査の精度と信頼性保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、金属類等では変動係数(CV)が10%以下、有機物では20%以下の水質検査を行います。

(2) 信頼性保証

精度の高い測定を行うことができるよう、分析機器ごとに検査マニュアルの充実及び内部精度管理等を進めていきます。また、厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一試料調査」や三重県精度管理協議会が行っている外部精度管理に積極的に参加し、信頼性の向上に努めます。さらに、測定技術に関する講習会等に参加し知識の集積に努めます。



パージ&トラップ装置付ガスクロマトグラフ質量分析計
(トリハロメタン等の測定)



誘導結合プラズマ質量分析計
(金属類の測定)

10. 関係者との連携

水源、その他で災害・水質汚染事故等が発生、もしくは、発生の恐れがある場合は、市環境対策室、国土交通省木津川上流河川事務所、関係水道事業者等と情報交換を図りながら、現地調査を行い必要に応じ水質検査を行います。

また、浄水場では粉末活性炭注入等適正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

この水質検査計画について、市民のみなさまのご意見をお寄せください。

市民のみなさまからのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問合せ先

名張市上下水道部 浄水室

〒518-0413 名張市下比奈知 2820

TEL 0595(63)4117(直通)

FAX 0595(64)2040

メール josui@city.nabari.lg.jp

別紙1

表1水質基準項目の検査頻度

項目 No.	水質基準項目	基準値	給水栓水 水道法上 検査頻度	検査計画頻度(回/年)				
				原水	浄水	給水栓水1 *1	給水栓水2 *2	水質管理 検査地点 *3
				4地点	4地点	4地点	14地点	11地点
1	一般細菌	100個/ml以下	月1回	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと		12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回	12	12	12	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		2	4	4	4*4	4*4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		12	12	12	4	4
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下		12	12	12	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		12	12	12	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回	2	4	4	4	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	年4回	12	12	12	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		12	12	12	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		12	12	12	4	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下		12	12	12	12	4
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4	4	4	-	-
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		12	12	12	12	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下		12	12	12	12	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		12	12	12	12	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		12	12	12	12	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下		12	12	12	12	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下		12	12	12	4	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		-	4	4	4	-
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		12	12	12	12	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		-	4	4	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	12	12	12	12	4	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	2	4	4	4	-	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	12	12	12	12	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-	4	4	4	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	12	12	12	12	4	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	12	12	12	12	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-	4	4	4	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	12	12	12	4	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	12	12	12	4	4	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	12	12	12	4	4	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	12	12	12	4	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	12	12	12	4	4	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	12	12	12	4	4	
38	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年4回	12	12	12	4	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下		4	4	4	-	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		4	4	4	-	-
42	ジェオスミン	0.0001mg/L以下		発生時期に	発生時期	発生時期	発生時期	発生時期に
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	月1回	に月1回	に月1回	に月1回	に月1回	-
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	年4回	2	4	4	-	-
45	フェノール類	0.005mg/L以下	年4回	2	4	4	-	-
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	月1回	12	12	12	12	12
47	pH	5.8以上8.6以下		12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと		12	12	12	12	12
49	臭気	異常でないこと		12	12	12	12	12
50	色度	5度以下		12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下		12	12	12	12	12

*1 給水栓水1は、各浄水場でもっとも水質の現状把握が出来る個所であるため、検査項目と検査回数を多く設定します。また、浄水場出口で可能とされている項目も現状把握のためこの検査個所でも行います。

*2 給水栓水2は、水道法に沿った回数の年4回を基本として実施します。ただし、トリハロメタン等の消毒副生成物は、検査回数を多く設定しま

*3 水質管理地点は、水道法の毎月検査項目を基本に実施し、機器分析による一斉分析可能な項目は、年4回実施します。また、検査結果により、検査回数と検査項目を増やします。

*4 還元気化-原子吸光度法の装置を導入していないため、ICP-MS法にて検査を行います。

は、委託検査を行います。じゃ口までの間で濃度が上昇しない場合、浄水場出口での検査で可能とされていますが、給水栓水1*1でも検査します。なお、No.3~5、7、10~20、35、38~40、43、44は、送・配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている項目です。

- は、検査を行いません。

表2 毎日検査項目

項目 No.	項目	評価	検査計画頻度
1	色	異常でないこと	1回/日
2	濁り	異常でないこと	1回/日
3	残留塩素	0.1mg/L 以上	1回/日

別紙2

表3 水質管理目標設定項目

項目No.	項目	目標値	検査計画頻度(回/年)				
			原水	浄水	給水栓水1 *1	給水栓水2 *2	水質管理検査地点*3
			4地点	4地点	4地点	14地点	11地点
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	12	12	12	4	4
2	金属類 ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 P	12	12	12	4	4
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	12	12	12	4	4
4	無機物 削除						
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	12	12	12	12	4
6	削除						
7	有機物 削除						
8	トルエン	0.4mg/L以下	12	12	12	12	4
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	-	-	-	-
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	12	12	12	4	4
11	消毒剤 削除						
12	二酸化塩素*4	0.6mg/L以下	-	-	-	-	-
13	生成物 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 P	-	4	4	4	-
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 P	-	4	4	4	-
15	農薬類 (除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	検出値と目標値の比の和として、1以下*5	-	1	-	-	-
16	無機物 残留塩素	1mg/L以下	-	★365	12	12	12
17	カルシウムマグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	12	12	12	4	4
18	金属類 マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	12	12	12	4	4
19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	-	-
20	有機物 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	12	12	12	12	4
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	12	12	12	12	4
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)*6	3mg/L以下	-	-	-	-	-
23	臭気強度(TON)	3以下	12	-	-	-	-
24	無機物 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	4	4	4	-	-
25	濁度	1度以下	12	12	12	12	12
26	pH値	7.5程度	12	12	12	12	12
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	12	12	12	4	4
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下 P	-	12	12	12	-
29	有機物 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	12	12	12	12	4
30	金属類 アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	12	12	12	4	4
31	有機物 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	1	-	-	-	-

表4 その他の項目の検査頻度

項目No.	項目	目標値	検査計画頻度(回/年)				
			原水	浄水	給水栓水1 *1	給水栓水2 *2	水質管理検査地点*3
			4地点	4地点	4地点	14地点	11地点
1	銀	-	12	12	12	4	4
2	バリウム	0.7mg/L以下	12	12	12	4	4
3	ビスマス	-	12	12	12	4	4
4	モリブデン	0.07mg/L以下	12	12	12	4	4
5	クリプトスポリジウム及びジアルジア	-	4	4	-	-	-
6	嫌気性芽胞菌	-	12	-	-	-	-
7	全窒素	-	12	12	12	12	12
8	導電率	-	12	12	12	12	12
9	アンモニア態窒素	-	12	-	-	-	-

は、委託検査を行います。

*1 給水栓は、各浄水場でもっとも水質の現状把握が出来る個所であるため、検査項目と検査回数を多く設定します。

*2 給水栓は、年4回を基本として実施します。

*3 水質管理地点は、機器分析による一斉分析可能な項目は、年4回実施します。また、検査結果により、検査回数と検査項目を増やします。

*4 消毒剤として、二酸化塩素を使用しないため検査は行いません。

*5 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。

★ 連続自動分析

*6 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は、有機物(全有機炭素の量)で代替できることから検査を省略します。

- は、検査を行いません。